

当社は、一般社団法人投資信託協会（以下、「協会」という。）の定款の施行に関する規則第10条第1項第17号イ、及び第18号イの規定に基づき、別紙様式第21号の「正会員の財務状況等に関する届出書」、及び別紙様式第21-②号の「正会員の財務状況等に関する変更届出書」（別紙様式第21号及び第21-②号を合わせて、以下、「協会報告書面」という。）を協会に提出し、当社のHPに当該協会報告書面を掲載するとともに、協会HPに当社の当該掲載箇所への直接のリンク先を登録しております。

当社が、関東財務局長に提出した特定有価証券の有価証券報告書は、EDINETにて閲覧が可能です。

なお、協会報告書面中の監査報告書／中間監査報告書は、監査報告書／中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

別紙様式第 21 号

申請日 2025 年 12 月 3 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称) Global X Japan 株式会社
(代表者) 代表取締役社長 藤岡智男

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

a. 資本金の額

2025 年 11 月末日現在

資本金の額 25 億円

発行可能株式総数 50 万株

発行済株式総数 50 万株

過去 5 年間における資本金の額の増減 なし

b. 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。

② 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. ファンド運営上の諸方針の策定

運用ソリューション部長（CIO）が議長となり商品会議を開催します。商品会議においてファンド運営上の諸方針を審議・決定し、基本計画書を策定します。

ロ. 基本的な運用方針の決定

運用ソリューション部長（CIO）が議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ハ. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用ソリューション部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

また、以下の内部管理体制を構築しています。

イ. コンプライアンス部によるモニタリング

コンプライアンス部は責任部室として、運用リスク管理等に係るモニタリング・監視を行ないます。さらに、信託財産等の運用リスクの状況および運用リスク管理等の状況のリスク管理委員会への報告、運用リスク管理等を行う上で必要な運用執行部門に対する報告の徴求、および信託財産等の運用リスク管理等において重要な問題を発見した場合の取締役会、取締役および内部監査室長への適宜の的確な報告の機能を有します。

ロ. リスク管理委員会

コンプライアンス部が事務局となり、全社リスク管理における重要事項の報告・協議、対応方針の決定などを行います。運用リスクの管理については、信託財産ごとに、各種投資制限や、基本計画書で定める投資ユニバースへの遵守状況等について、コンプライアンス部が日々、事後チェックを行います。また、違反があった場合には、コンプライアンス部長が運用ソリューション部運用チームに対し、是正等の指示を行います。

ハ. 内部監査室

内部監査室は、「内部監査規程」の定めるところに従い、運用リスク管理等の適切性および有効性を検証するための内部監査を実施し、重要な事項については取締役会等に報告する機能を有します。

2. 事業の内容及び営業の概況

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2025年11月末日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託を除きます）は次の通りです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	0	0
追加型株式投資信託	61	700,587
株式投資信託 合計	61	700,587
単位型公社債投資信託	0	0
追加型公社債投資信託	0	0
公社債投資信託 合計	0	0
総合計	61	700,587

3. 委託会社等の経理状況

- 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等規則」並びに同規則第282条及び第306条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。
また、第7期事業年度に係る中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。
- 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	3,662,566	3,607,151
未収委託者報酬	237,896	304,167
未収収益	141,222	112,643
前払費用	54,238	51,843
その他	4,581	24,432
流動資産計	4,100,506	4,100,239
固定資産		
　有形固定資産		
建物附属設備	※1 24,113	※1 21,433
器具備品	※1 29,287	※1 21,240
　有形固定資産計	53,400	42,674
　無形固定資産		
ソフトウェア	28,149	25,721
　無形固定資産計	28,149	25,721
　投資その他の資産		
長期差入保証金	49,649	49,964
　投資その他の資産計	49,649	49,964
　固定資産計	131,199	118,360
資産合計	4,231,706	4,218,599

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	※2	156,794
未払法人税等		19,771
未払消費税等		—
賞与引当金		33,408
役員賞与引当金		14,601
その他		7,727
流動負債計	232,302	335,179
固定負債		
退職給付引当金		—
固定負債計	—	3,552
負債合計	232,302	338,731
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,500,000	2,500,000
資本剰余金		
資本準備金	2,500,000	2,500,000
資本剰余金合計	2,500,000	2,500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金	△ 1,000,596	△ 1,120,131
繰越利益剰余金	△ 1,000,596	△ 1,120,131
利益剰余金合計	△ 1,000,596	△ 1,120,131
株主資本合計	3,999,403	3,879,868
評価・換算差額等	—	—
評価・換算差額等合計	—	—
純資産合計	3,999,403	3,879,868
負債・純資産合計	4,231,706	4,218,599

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	658,648	1,261,132
その他営業収益	614,962	490,741
営業収益計	1,273,611	1,751,873
営業費用		
委託計算費	287,302	354,543
広告宣伝費	208,878	364,579
調査費	54,803	71,180
通信費	19,538	25,634
協会費	1,080	1,474
営業雑経費	14,202	19,844
営業費用計	585,805	837,257
一般管理費		
役員報酬	165,907	194,779
給与	※1 220,057	※1 314,874
賞与	※1 60,268	※1 100,027
賞与引当金繰入	15,601	40,035
役員賞与引当金繰入	2,559	4,356
退職給付費用	—	3,552
福利厚生費	53,770	73,239
交際費	31,138	52,865
旅費交通費	27,306	30,777
租税公課	32,379	33,102
業務委託費	20,064	52,931
不動産賃借料	57,455	57,210
固定資産減価償却費	※2 24,463	※2 25,495
支払報酬	9,043	20,817
諸経費	25,121	32,129
一般管理費計	745,137	1,036,195
営業損失 (△)	△ 57,331	△ 121,579
営業外収益		
受取利息	34	2,089
為替差益	114	1,999
雑収入	148	1,101
営業外収益計	297	5,190
営業外費用		
雑損失	3,917	536
営業外費用計	3,917	536
経常損失 (△)	△ 60,951	△ 116,925
特別損失		
固定資産除却損	13,655	—
特別損失計	13,655	—
税引前当期純損失 (△)	△ 74,606	△ 116,925
法人税、住民税及び事業税	2,295	2,609
法人税等合計	2,295	2,609
当期純損失 (△)	△ 76,902	△ 119,535

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

	資本金	株主資本				株主資本合計	
		資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	2,500,000	2,500,000	2,500,000	△923,694	△923,694	4,076,305	
当期変動額							
剩余金の配当						—	
当期純損失(△)				△76,902	△76,902	△76,902	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						—	
当期変動額合計	—	—	—	△76,902	△76,902	△76,902	
当期末残高	2,500,000	2,500,000	2,500,000	△1,000,596	△1,000,596	3,999,403	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	—	—	—	4,076,305
当期変動額				
剩余金の配当				—
当期純損失(△)				△76,902
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				—
当期変動額合計	—	—	—	△76,902
当期末残高	—	—	—	3,999,403

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

	資本金	株主資本				株主資本合計	
		資本剩余金		利益剩余金			
		資本準備金	資本剩余金合計	その他利益剩余金	利益剩余金合計		
当期首残高	2,500,000	2,500,000	2,500,000	△1,000,596	△1,000,596	3,999,403	
当期変動額							
剩余金の配当						—	
当期純損失(△)				△119,535	△119,535	△119,535	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						—	
当期変動額合計	—	—	—	△119,535	△119,535	△119,535	
当期末残高	2,500,000	2,500,000	2,500,000	△1,120,131	△1,120,131	3,879,868	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	—	—	—	3,999,403
当期変動額				
剩余金の配当				—
当期純損失(△)				△119,535
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				—
当期変動額合計	—	—	—	△119,535
当期末残高	—	—	—	3,879,868

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

以下の方法・償却期間によっております。

(1) 有形固定資産

建物・附属設備	定額法	10年
器具備品	定率法	4~15年

(2) 無形固定資産

ソフトウェア	定額法	5年
--------	-----	----

2. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えて、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法により計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は投資信託の信託約款や顧客との契約に基づき、証券投資信託の運用や海外 ETF に係る販売サポート業務についての履行義務を負っております。これらの履行義務は当社の日々のサービス提供時に充足されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物附属設備	2,679千円	5,358千円
器具備品	23,852千円	32,753千円

※2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債が次の通り含まれております。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
未払金	21,248千円	26,292千円

(損益計算書関係)

※1 関係会社項目

関係会社との取引に係るものが次の通り含まれております。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
給与	188,502千円	257,496千円
賞与	47,524千円	81,928千円

※2 減価償却実施額

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
有形固定資産	13,194千円	11,580千円
無形固定資産	11,269千円	13,915千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	500	—	—	500
合計	500	—	—	500

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	500	—	—	500
合計	500	—	—	500

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。なお投資有価証券に投資する可能性がありますが、現時点においては投資を行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は、高い信用格付を有する金融機関のみと取引を行っております。

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているため信用リスクは極めて軽微であります。

未収収益及び未払金の一部は、為替変動リスクに晒されております。

未払金は、当社業務に係る費用の未払額であり、これらのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①市場リスクの管理

(i) 為替変動リスクの管理

財務リスク管理規程において個別の案件ごとに為替リスク管理の検討を行うものとしておりますが、現時点において、為替リスクが発生する商品に投資をしていない為、為替リスクは発生しておらず、その検討を行っておりません。

(ii) 價格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行うこととしておりますが、価格変動リスクが発生する商品に投資をしていない為、価格変動リスクは発生しておらず、その検討を行っておりません。

②信用リスクの管理

取引先の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスク管理委員会において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

前事業年度（2024年3月31日）

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、未収入金及び未払金は短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当事業年度（2025年3月31日）

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益及び未払金は短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は当事業年度より退職給付制度の導入に伴い退職給付引当金及び退職給付費用を計上しております。当社は確定給付制度として退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	-	-
退職給付費用	-	3,552千円
退職給付の支払額	-	-
退職給付引当金の期末残高	-	3,552千円

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
非積立型制度の 退職給付債務	-	3,552千円
貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	-	3,552千円
退職給付引当金	-	3,552千円
貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	-	3,552千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用は、前事業年度なし、当事業年度 3,552千円です。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、証券投資信託に関する運用及び米国 ETF・香港 ETF に係る販売サポート業務を行っております。営業収益の内訳は、証券投資信託に関する運用に係る業務が 1,261,132 千円、販売サポート業務が 490,741 千円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針) の 3. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の 90% を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	米国	香港	合計
658,648	613,244	1,717	1,273,611

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90% を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
Global X Management Company LLC	613,244

(注) 当社は、資産運用に関する単一セグメントであるため関連するセグメント名の記載を省略しております。

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の 90% を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1） 営業収益

（単位：千円）

日本	米国	香港	合計
1,261,132	483,538	7,202	1,751,873

（2） 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90% を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
Global X Management Company LLC	483,538

（注）当社は、資産運用に関する単一セグメントであるため関連するセグメント名の記載を省略しております。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

[関連当事者との取引]

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	大和アセットマネジメント株式会社	東京都千代田区	15,174	資産運用業	(被所有)直接 40%	あり	役員の兼任出向者の受入れ	出向者負担金の支払い(注1)	307,328	未払金	21,226

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注 1) 出向者及び BPO に係る人件費相当額を支払っております。

2. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社の子会社	Global X Management Company LLC	米国	21百万ドル	資産運用業	—	あり	販売支援	販売支援(注1)	613,244	未収収益	140,631

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注 1) Global X Management Company LLC が組成する海外上場投資信託の、日本における販売会社等への支援業務。販売サポート契約(Service Agreement)に従い、個別商品毎の販売残高に応じたフィーを受領しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関係内容		取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	大和アセットマネジメント株式会社	東京都千代田区	41,424	資産運用業	(被所有)直接 40%	あり	役員の兼任 出向者の受け入れ	出向者負担金の支払い (注1)	424,864	未払金	26,271

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 出向者及びBPOに係る人件費相当額を支払っております。

2. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関係内容		取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社の子会社	Global X Management Company LLC	米国	21百万ドル	資産運用業	—	あり	販売支援	販売支援 (注1)	483,538	未収収益	111,278

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) Global X Management Company LLC が組成する海外上場投資信託の日本における販売会社等への支援業務。販売サポート契約 (Service Agreement) に従い、個別商品毎の販売残高に応じたフィーを受領しております。

[1株当たり情報]

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
1株当たり純資産額	7,998.80円	1株当たり純資産額	7,759.73円
1株当たり当期純損失 (△)	△ 153.80円	1株当たり当期純損失 (△)	△ 239.07円

(注1) 潜在株式調整後1株当たり純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり純損失の算定上の基礎は、以下の通りであります。

		前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純損失 (△) (千円)		△ 76,902	△ 119,535
普通株式の期中平均株式数 (株)		500,000	500,000

[重要な後発事象]

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

当中間会計期間

(2025年9月30日)

資産の部

流動資産

現金・預金	3,523,000
未収収益	136,150
未収委託者報酬	319,166
前払費用	64,589
その他	32,262
流動資産合計	4,075,169

固定資産

有形固定資産

建物附属設備（純額）	※1	20,094
器具備品（純額）	※1	18,223
有形固定資産合計		38,318

無形固定資産

ソフトウェア	19,554
無形固定資産合計	19,554

投資その他の資産

長期差入保証金	50,632
投資その他の資産合計	50,632

固定資産合計

資産合計	108,504
	4,183,673

(単位：千円)

当中間会計期間
(2025年9月30日)

負債の部	
流動負債	
未払金	191,692
未払法人税等	17,556
未払消費税等	11,748
賞与引当金	87,405
役員賞与引当金	75,600
その他	9,611
流動負債合計	393,613
固定負債	
退職給付引当金	6,407
固定負債合計	6,407
負債合計	400,020
純資産の部	
株主資本	
資本金	2,500,000
資本剰余金	
資本準備金	2,500,000
資本剰余金合計	2,500,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	△ 1,216,346
繰越利益剰余金	△ 1,216,346
利益剰余金合計	△ 1,216,346
株主資本合計	3,783,653
評価・換算差額等	—
評価・換算差額等合計	—
純資産合計	3,783,653
負債・純資産合計	4,183,673

(2) 【中間損益計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間
 (自 2025年4月1日
 至 2025年9月30日)

営業収益	
委託者報酬	674,416
その他営業収益	249,179
営業収益合計	923,595
営業費用	
委託計算費	202,371
広告宣伝費	173,886
その他営業費用	69,024
営業費用合計	445,282
一般管理費	※1
営業損失 (△)	△ 101,042
営業外収益	6,269
営業外費用	—
経常損失 (△)	△ 94,772
特別利益	—
特別損失	—
税引前中間純損失 (△)	△ 94,772
法人税、住民税及び事業税	1,443
法人税等合計	1,443
中間純損失 (△)	△ 96,215

(3)【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剩余金		利益剩余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剩余金合計	その他利益 剰余金	利益剩余金合計	
当期首残高	2,500,000	2,500,000	2,500,000	△ 1,120,131	△ 1,120,131	3,879,868
当中間期変動額						
剩余金の配当						－
中間純損失(△)				△ 96,215	△ 96,215	△ 96,215
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)						－
当中間期変動額合計	－	－	－	△ 96,215	△ 96,215	△ 96,215
当中間期末残高	2,500,000	2,500,000	2,500,000	△ 1,216,346	△ 1,216,346	3,783,653

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	－	－	－	3,879,868
当中間期変動額				
剩余金の配当				－
中間純損失(△)				△ 96,215
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)				－
当中間期変動額合計	－	－	－	△ 96,215
当中間期末残高	－	－	－	3,783,653

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

以下の方法・償却期間によっております。

(1) 有形固定資産

建物附属設備	定額法	10年
器具備品	定率法	4~15年

(2) 無形固定資産

ソフトウェア	定額法	5年
--------	-----	----

2. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法により計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は投資信託の信託約款や顧客との契約に基づき、証券投資信託の運用や海外 ETF に係る販売サポート業務についての履行義務を負っております。これらの履行義務は当社の日々のサービス提供時に充足されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。

(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	当中間会計期間 (2025年9月30日)
建物附属設備	6,698千円
器具備品	36,434千円

(中間損益計算書関係)

※ 1 減価償却実施額

当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
有形固定資産	5,021千円
無形固定資産	6,167千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	500	—	—	500
合計	500	—	—	500

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

当中間会計期間 (2025年9月30日)

(1) 時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(2) 時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益及び未払金は短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、証券投資信託に関する運用及び米国ETF・豪州ETF・香港ETFに係る販売サポート業務を行っております。営業収益の内訳は、証券投資信託に関する運用に係る業務が674,416千円、販売サポート業務が249,179千円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針) の3. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	米国	豪州	香港	合計
674,416	246,509	121	2,548	923,595

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
Global X Management Company LLC	246,509

(注) 当社は、資産運用に関する単一セグメントであるため関連するセグメント名の記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

当中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)	
1 株当たり純資産額	7,567.30 円
1 株当たり中間純損失 (△)	△ 192.43 円

(注 1) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純損失については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注 2) 1 株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)
中間純損失 (△) (千円)	△ 96,215
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式にかかる中間純損失 (△) (千円)	△ 96,215
普通株式の期中平均株式数 (株)	500,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

公開日 2025年12月3日
作成基準日 2025年11月25日

本店所在地 東京都千代田区永田町2-11-1
お問い合わせ先 経営企画部

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

Global X Japan株式会社
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡部 啓太

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松田 好弘

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているGlobal X Japan株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Global X Japan株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視すること

にある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

2025年11月25日

Global X Japan株式会社
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡部 啓太

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松田 好弘

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているGlobal X Japan株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第7期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、Global X Japan株式会社の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。